

令和 6 年 7 月 9 日
令和 6 年度 第1回
茅ヶ崎市営住宅運営審議会
報告(2) 資料 2-2

報告(2)

子育て世帯向け住戸の検討について

1. 概要

急速な少子化・人口減少に直面し、少子化対策が急務となる中で、子育て世帯・若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住環境の整備が重要となっていることから、国より「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領について」(令和5年12月26日付け国住備第117号)が通知されました。(別紙1)

本市では現在、市営住宅入居時の収入基準において、小学校就学前の子どもがいる世帯については、「子育て世帯」として、裁量階層(月収 214,000 円以下)とすること、入居者募集の際の抽選において、20歳未満の子を扶養している母子または父子世帯に優遇措置を講じることを子育て支援施策として取り組んでいます。本通知を受け、「子育て世帯向け住戸」の設定や収入基準の緩和等、将来的な更なる支援の拡大に向け、今年度より具体的な施策について検討を進めております。

2. 他自治体の取り組み状況

県内で既に、子育て世帯向け住戸を用意している自治体の例

	申し込み資格	入居期間
平塚市	小学校未就学児と同居していること	最長で高校卒業まで
鎌倉市	義務教育修了前の子どもを扶養している世帯	—
秦野市	小学校卒業前までの子のみを扶養している世帯	原則10年間
海老名市	高校生以下の子どもがおり、満50歳未満の親がいること。	高校卒業まで
横須賀市	夫婦ともに40歳以下で、扶養する小学校未就学児と同居し、夫婦と子のみで構成されている世帯	10年間または子が中学校を卒業するまでの短い方

3. 本市における子育て世帯の申し込み状況

直近6年間の市営住宅入居者募集における子育て世帯数の内訳

	申込み世帯数	子育て世帯数	両親あり	ひとり親	多子世帯
2023(令和5)年度	213	34 (16.0%)	5 (2.3%)	29 (13.6%)	4 (1.9%)
2022(令和4)年度	208	38 (18.3%)	8 (3.8%)	30 (14.4%)	1 (0.5%)
2021(令和3)年度	163	24 (14.7%)	0 (0.0%)	24 (14.7%)	1 (0.6%)
2020(令和2)年度	169	36 (21.3%)	5 (3.0%)	31 (18.3%)	3 (1.8%)
2019(令和1)年度	214	42 (19.6%)	3 (1.4%)	39 (18.2%)	5 (2.3%)
2018(平成30)年度	167	32 (19.2%)	9 (5.4%)	23 (13.8%)	5 (3.0%)
	1134	206 (18.2%)	30 (2.6%)	176 (15.5%)	19 (1.7%)

※申込み世帯数は失格者・抽選前辞退者を含む。

※各パーセンテージは申込み世帯数に占める割合

※多子世帯は、18歳未満のこどもが3人以上いる世帯。両親あり、ひとり親と重複している。

4. クリアすべき課題

○対象住宅の選定と改修

⇒国からの通知では、子育て世帯の生活環境を考慮し、以下条件を踏まえて検討すること、としています。

- ① 近隣に保育施設や小・中学校がある住宅等、立地条件に優れたもの
- ② 対象住戸は子育てに適した広さや間取り、遮音や防犯等の観点も踏まえたもの

これらを本市にあてると、①の条件に当てはまる住宅はいくつか選定できる状況にありますが、②の条件に当てはまるような住戸の整備実績は無いため、対象住戸を決めて子育て世帯用に改修してから募集する、といった対応が必要となります。

○申込資格と入居期間の検討

⇒他市の取り組み状況を参照すると、申込資格や入居期間に自治体間で多少のバラつきが見受けられますので、こちらは本市の現状を踏まえて検討する必要があります。

申込資格については、子どもの年齢や収入基準等を関係課と連携しながら市内の子育て世帯の実情を把握し、ニーズに沿った形となるような検討が必要となります。

入居期間については、前述の申込総数に対する子育て世帯の割合から見るに、専用住戸の用意はできても数戸かと思われますので、限られた住戸をいかに効率的に回転させ、少

しでも多くの子育て世帯に住居を分配できるか、という観点から検討する必要があります。

いずれにしても検討にあたり庁内協議を要する事項も多数ありますので、建築課の単独事業として進めていく、というよりは関係課と協議を重ね、各種懸案事項をしっかりと精査したうえでの実施となるよう取り組んでいきます。

5. 今後のスケジュール(予定)

今後、以下のスケジュールで検討を進めてまいります。ただし、協議の進捗等によって変更になる可能性があります。

また、社会情勢の変化や市を取り巻く状況の変化により、事業自体が実施不可能になる可能性もあります。

令和6年度:対象住宅の選定と改修内容の検討、申込資格・入居期間等の検討

7年度:実施要領の決定、予算要求に向けた庁内協議

8年度:予算化、改修工事実施、入居者募集(11月)

9年度:入居(4月)